

応用哲学の現状と課題*

西村正秀 岩月拓 神崎宣次 小山虎 渡辺一弘

概要

This essay surveys some issues in the applied philosophy in the English speaking world. In September 2008, Japanese Association for the Contemporary and Applied Philosophy (JACAP) was established. An issue of this association is how to characterize applied philosophy. In the existing journals such as Journal of Applied Philosophy (JAP) and International Journal of Applied Philosophy (IJAP), the term “applied philosophy” has been used as another name of applied ethics. JACAP, however, wants to mean something more general than mere applied ethics by this term. The aim of this essay is to provide a preliminary work for this new “applied philosophy,” by surveying what issues the existing “applied philosophy” in the English speaking world has handled so far.

This essay consists of two parts. The first part picks up four topics of applied ethics that have recently appeared as special issues in JAP. To be concrete, these topics are “workfare,” “disenfranchising felons,” “moralism” and “the ethics of war.” This survey gives us a sense of what issues are currently discussed in the existing journal of applied philosophy.

The second part surveys a couple of issues that can be seen as different from those of mere applied ethics. The surveyed issues are “the philosophy of economics,” “philosophical counseling,” “deception in social science research,” and “social epistemology and information science.” They are taken not only from JAP but also from other resources such as Social Epistemology. Some of these issues—for instance, philosophical counseling and social epistemology and information science—are suggestive in that they show several ways for developing applied philosophy that is not restricted within the field of moral and political philosophy.

Keywords: Applied Philosophy, Applied Ethics

その名のとおり、応用哲学会は応用哲学のための学術団体として設立された学会である。だがそもそも「応用哲学」とはどのような哲学、あるいは学問領域なのだろうか。応用哲学会規約第三条ではこの学会の目的が述べられているが、そこでは「本会は、哲学と他の学問分野にまたがる学際的研究、

* CAP Vol. 1 (2009) pp. 1001-1041. 受理日: 2009.02.13 採用日: 2009.09.31 採用カテゴリ: サーヴェイ論文 掲載日: 2009.11.12

現代社会の諸課題に深く関わる研究を中心にすえつつ、それらの研究活動を支える現代哲学の基礎的な研究をも包摂する、広義の応用哲学の確立と発展を目指す」とされている。したがって（少なくとも応用哲学会的には）応用哲学とはこれから確立されねばならない未開の領域であり、それが何であるのかまだ明確ではないということになる。2008年9月7日に開催された名古屋大学での設立総会で「応用哲学とは何か」と題されたシンポジウムが行なわれたが、まさにそれこそが応用哲学にとっての最初の重要な問いであると言ってもよいかも知れない。^{*1}

とはいえ、厳密な規定は無理としても何らかの目安はあった方がいい。そこで一つ考えられるのが、応用哲学が何でないのかを明らかにすることによって消極的に規定するという方針だろう。しかしながら上で挙げた規約での規定を前提とする以上は、応用哲学における「応用」を「純粹」あるいは「理論」との対比によって規定するという、誰もが一度は思い浮べる方法はとれない。なぜなら、広義の応用哲学は「現代哲学の基礎的な研究をも包摂」しなければならないと、その規約で宣言されているからである。これは倫理学と応用倫理学の関係について繰り返し指摘されてきたことでもある。社会的な実践と深く結びついているとはいえ、応用倫理学は基礎的あるいは理論的な倫理学の研究と無関係でもなければ、それらを排除しているわけでもない。それと同じことは応用哲学にも言える。

応用哲学を消極的に規定するもう一つの方法として、応用哲学会と（特に日本の）既存の学会との差異化という観点から消極的に規定するという方針も考えられるが、その場合応用哲学は倫理学とも科学哲学とも異なっていなければならないことになるだろう。少なくともそれらと内容的に同一というわけにはいかない。だがそう述べたとたん、では応用哲学はこれらの領域とどう異なっているのかという積極的な規定を示さなければならなくなってしまう。したがって既存の別の哲学領域との対比によって消極的に規定するという方針は上手くいかないように思われる。

そこで次に考えられるのが、「応用哲学」に直訳的に対応する “Applied Philosophy” という語が欧米でどのような内容や領域を指すものとして使われているかを調査するという方針だろう。本論ではこの方針を採用したい。

本論全体の構成は後で述べるとして、ここではまず Applied Philosophy に関する既存の学術誌でどのような話題が扱われてきたかについて、簡単に述べておきたい。なお、Applied Philosophy の名の下に公表されてきた論文ではどのような議論が行われてきたかという具体例については、本論第一部でいくつか取り上げて解説するので、そちらを見ていただきたい。本論での調査の主な対象としたのは、Society for Applied Philosophy が1984年から発行している *Journal of Applied Philosophy* (以下、JAP) である。われわれが調査の主な対象としてこの雑誌を選んだのは、1) 通算で掲載された論文の本数が多く、2) 創刊からの目次を見ることもできるので、Applied Philosophy の論文として掲載された学術論文が取り扱ってきた話題の範囲を知ることができるだけでなく、その領域での関心の時代的な変化も確かめることができる、3) 掲載された論文の日本での入手が容易であった、という三つの理由による。また本節では JAP に加えて、*International Journal of Applied Philosophy* (以下、IJAP) という別の雑誌での Applied Philosophy についての記述や掲載論文の一覧も、追加

^{*1} 本論はこの設立総会において筆者らが報告「応用哲学の現状と課題」として行なったプレゼンテーションを論文のかたちにしたものである。

の資料として参照している。

まず JAP の第一号に掲載された雑誌の方針についての論説 (Cohnen & O'Hear 1984) をみると、この雑誌が扱うべき哲学とは「現実の道徳的諸問題に関する哲学」であるとされ、そのような哲学を通じて「人間の普遍的な関心となる諸問題についての公共的議論に対して意義のある、そして建設的な貢献をなす」ことが目指される。「哲学を応用するという考えには政治的もしくは実践的な意味合いが含まれる」のである。同様に、IJAP のウェブページ^{*2}でも応用哲学が持つ実践への関心が述べられている。こちらの雑誌は「哲学は生の実践的諸問題に関わることができるし、またそうなるべきである」という見解に基づいて発行されている。

両誌はそれぞれ、「環境、医療、科学、政策、法、そして教育」、「ビジネス、教育、環境、統治、ヘルスケア、法、心理学、そして科学」に関わる諸問題を扱うとされている。たとえば IJAP に実際に掲載された話題の例として、アフーマティヴ・アクション、大学キャンパスにおけるアルコール虐待、動物の権利、ビジネス倫理、ギャンブル、ジャーナリズムの倫理、正戦論、リベラリズム、医療倫理、報復、テロリズム、拷問などが挙げられている。JAP で実際にどのような話題が扱われてきたかの詳細は本論第一部を見てもらいたい、基本的な傾向は IJAP と変わらない。

こういった傾向を見るかぎり、「Applied Philosophy」の対象として取り上げられてきた話題は（本節の冒頭での「応用哲学」についての論述とは反対に）応用倫理学や社会哲学で扱われてきたのと同じ話題がほとんどを占めているといえる。実際これらの雑誌に掲載される論文の内容は応用倫理学や社会哲学での関心のトレンドを反映しており、たとえば近年ではテロ関連の話題、ヘルスケア、エンハンスメント、ニューロサイエンス、スポーツなどを扱った論文が掲載されるようになってきている。

しかしながら、これらの話題ほど具体的な社会問題ではなく、「より哲学的な」話題を扱った論文も掲載されないわけではない。たとえば行為論や責任論は、上記の具体的な話題を哲学的に論じる際の基礎となる議論として比較的多くの論文が掲載されている。とりわけ JAP には責任についてのダブル・エフェクト論^{*3}を取り扱った論文が繰り返し掲載されてきているという特徴が見られる。

他に扱われるべき話題としては「そもそも "Applied Philosophy" とは何か」という問いが考えられるが、このテーマを扱った論文は意外なほど少ない (Wilson & Cowell 1985, Warren 1992 など)。このテーマで扱われるべき論点としては、1) "Applied" は既存の哲学の抽象的な原理を具体的な事例に単に「応用する」という意味ではないという主張、2) 哲学は社会の具体的な問題に対して貢献

^{*2} <http://www.pdcnet.org/ijap.html> 2008年9月1日時点での内容。現在はこのページにアクセスするとこの雑誌の新たなトップページにリダイレクトされるようになっている。新たなページではここで挙げている内容の一部は削られてしまっているが、設立総会での報告に基づくという本論の性格上、以下の記述は上記の日付けでの内容に基いた記述から変更していない。

^{*3} ある行為に複数の帰結、すなわち意図された帰結と単に予見された（が意図されてはなかった）帰結が生じる場合に、後者の帰結が何らかの意味で「悪い」ものであってもその行為は正当化される（場合がある）とする原理のこと。二重帰結原理などとも呼ばれ、自己防衛のために相手を死なせてしまったというような事例に対して持ち出される。倫理学においては、そのような行為がこの原理によって正当化されるかどうか、正当化されるとしたらどのような条件においてか、が議論されてきた。議論の例としては、患者の苦痛を緩和することを目的とした医療処置が結果として患者を死に至らせることが予見される場合、そのような処置を行うことが倫理的に正当化されるかという安楽死の問題などが挙げられる。

しうるのかという実用性の問題、3) 現実のあるいは学際的な問題にコミットする際に哲学者が哲学者として果しうる役割と専門性についての問い、などを挙げることができるだろう。一見して明らかのように、これらの問いは「応用倫理学とは何か」という議論で問われてきた問いでもある。^{*4}

以上から言えるのは、これらの雑誌における Applied Philosophy の内容は応用倫理学と変わらないということである。これは少々拍子抜けがする結論であるが、われわれの学会にとっては別にそれでも構わないだろう。問題は、Applied Philosophy ではなく「応用哲学」が応用倫理学にすぎない(と、われわれが考える)かどうかである。この点については次のように言うべきだろう。応用哲学会の英語名称は Japanese Association for the Contemporary and Applied Philosophy であり、応用哲学会が想定している「応用哲学」は Applied Philosophy よりも広い内容を持っている。Applied Philosophy は(ほぼ)応用倫理学であるかもしれないが、応用哲学は応用倫理学と同一ではなく、それ以外の話題も扱うべき対象として想定されている、と。

以下では応用哲学が扱うべき話題の例をいくつか読者に示したい。まず第一部では JAP において特集として扱われた話題から四つを選び、そこでどのような議論がなされていたかを概説する。したがって第一部では、応用倫理学とほぼ同一の内容を持つ "Applied Philosophy" の領域で扱われてきた話題が取り上げられることになる。なお第一部での紹介の順番は JAP の特集が組まれた時系列に従っている。それに対して第二部では JAP 以外の文献にもサーヴェイの範囲を広げて、応用倫理学に含められないような応用哲学の話題の例を四つ示すことにしたい。

なお、この序を含めた本論全体の構成は以下のとおりである。

序

第一部 Journal of Applied Philosophy における特集

1. ワークフェア
2. 重犯罪人からの選挙権剥奪
3. モラリズム
4. 戦争倫理の現状

第二部 応用倫理学以外のトピック

1. 経済学の哲学
2. 哲学カウンセリング
3. 社会科学研究における欺き (deception)
4. 社会認識論と情報学

おわりに

^{*4} 応用倫理学における議論のサーヴェイとしては 奥田 2004 がある。また近年ではこれらの問いは、環境倫理学における環境プラグマティズムをはじめとした、応用倫理学の「プラグマティズム的転回」などと呼ばれる議論の文脈において主に論じられている。Light & Katz 1996 および Keulartz et al. 2002 などを参照のこと。

序の参考文献

Cohen, Brenda and Anthony O'Hear, (1984), 'Editorial: a note on policy,' *Journal of Applied Philosophy*, 1: 1, 3-4.

Keulartz, Jozef, Michiel Korthals, Maartje Schermer and Tsjalling Swierstra, (2002) , *Pragmatist Ethics for a Technological Culture*, (Dordrecht: Kluwer Academic Publishers).

Light, Andrew and Eric Katz, (1996), *Environmental Pragmatism*, (London: Routledge).

奥田太郎, (2004), 「応用倫理学論序説 - 担い手、方法、名宛人 - 」, 『社会と倫理』第16号, 南山大学社会倫理研究所.

Warren, Bill, (1992), 'Back to Basics: Problems and Prospects for Applied Philosophy', *Journal of Applied Philosophy*, 9: 1, 13-19.

Wilson, Bill and Cowell, Barbara, (1985), 'Applying Philosophy', *Journal of Applied Philosophy*, 2: 1, 127-131.

第一部 Journal of Applied Philosophy における特集

1. ワークフェア
2. 重犯罪人からの選挙権剥奪
3. モラリズム
4. 戦争倫理の現状

1 ワークフェア

本節では、*Journal of Applied Philosophy*, 21: 3, 2004 で特集された「ワークフェア (workfare)」を取り上げる。

1.1 ワークフェアとは何か？

「ワークフェア」という耳慣れない言葉が意味するのは、福祉を受けることの見返りとして就労を求める福祉政策のことである。ワークフェアの特徴は、その名が示す通り、福祉と就労を直接的に結びつけている点にある。福祉の条件付き受給は一般的だが、ふつうは経済状態や労働能力の有無など、受給者の状態を条件（受給資格）とする。それに対し、ワークフェアにおける受給資格には、こういった条件に加えて、就労に関する条件（実際に労働することや職業訓練を受けること）も含まれるのである*5。

「ワークフェア」という言葉そのものは「work」と「welfare」を組み合わせた造語であり、1969年にニクソン大統領が演説で用いたことにより、広く知られるようになった。当時は、公民権運動の結果として福祉受給者数が爆発的に増えており、この演説は、それに対応する福祉改革を提起したものだ。とはいえ、実際には、この演説後すぐにワークフェア政策が採用されたのではなかった。しかし、この演説以降、財政問題だけでなく、福祉依存や、一般納税者が福祉受給者に対して持つ反感（「福祉受給者はただの怠け者だ」といった批難）への対策として真剣に検討されるようになり、1990年代にはクリントン政権、およびイギリスのブレア政権で導入されることになる。

このように、ワークフェア導入のきっかけは福祉財政の悪化にあるが、実際に議論的になったのは財政への影響だけでなく、「福祉政策として道徳的に許されるか？」という問題である。推進側の根拠としては、「福祉依存を防ぐ」「納税者の反発を和らげる」「フリーライダーを防ぐ」などがあり、反対側の根拠としては、「ひも付き福祉はもはや福祉ではない（ワークフェアは福祉の「解体」に他ならない）」などがある。

また、当然ながら両国の福祉改革は日本にも影響を与えており、1990年代後半から政治学・政策科学などの分野ではワークフェアは一つの研究トピックとなっている（つまり、ワークフェアの専門家が存在する）。そういった分野では、アメリカとイギリスの制度上の違いやワークフェアの実効性などが広く研究されている*6。

さて、ワークフェアに関する、こういった政治学の問題ではない、哲学独自の問題とは何だろうか。Moss 2004によれば、「ワークフェア政策は正当化できるのか？」という政治哲学上の問題がそれである。

*5 逆に、福祉受給にまったく条件を課さない（つまり、すべての人が福祉受給者となる）福祉政策もある。この種の福祉政策はベーシック・インカム（または負の所得税）と呼ばれ、ワークフェアとは正反対の発想に基づいているとされることが少なくない。

*6 特に、小林勇人氏による立命館大学のデータベース（<http://www.ritsumei.ac.jp/ps010988/db.htm>）は充実しており、本節の作成にあたって大いに参考になった。

1.2 ワークフェアの政治哲学的正当化

既に述べたようにワークフェアには賛否両論あるが、それでも導入されたのは、主要な政治思想はどれもワークフェアを受け容れる余地があるからである。ここではリバタリアニズム、保守主義、功利主義、リベラル平等主義という四つの政治思想を取り上げる*7。

まず、リバタリアニズムは、労働、すなわち自由市場から利益を得ることを重視する。逆に言えば、福祉受給は政府から利益を得ているので不健全な状態である。ワークフェアは、福祉受給を、不健全な状態から健全な状態へ至るステップの一つへと変える政策だと考えることができるので、リバタリアニズムはワークフェアと親和性が高い。

保守主義では、市民には社会に貢献する義務があるとされる。リバタリアニズムと違い、保守主義は自由市場から利益を得ることを重視しないが、労働は仕事仲間の結びつきを強め、ひいては社会貢献の意識を高めると考えられる。ワークフェアは、社会貢献をしていない福祉受給者に社会貢献させるための政策だと見なされる。よって、保守主義にとってもワークフェアは受け容れられる政策だと言える。

功利主義では、福祉に就労の条件を課すこと自体に善悪はなく、ワークフェアの正当性は功利計算によって決定される。ワークフェアには労働による収入や福祉依存者やフリーライダーが無くなるといったメリットがあるが、一方で、労働にかかるコストや雇用環境の整備にかかるコストなどのデメリットもある。よって、功利主義では、ワークフェア政策の対象となる国(ないし地域)の状態によって正当化されることもあればされないこともある、と考えられる。

リベラル平等主義(liberal egalitarianism)は、福祉は必要とするものに無条件で給付されるという考えに結びつく傾向があり、ワークフェアとは縁遠いとされている。しかし、ワークフェアにより福祉依存者やフリーライダーがいなくなり、納税者の反感も解消されるのであれば、貧困対策の向上につながる。したがって、リベラル平等主義にもワークフェアを受け容れる余地はあると言える。

まとめると、リバタリアニズムは特にワークフェアと親和性が高く、保守主義では、労働と社会貢献の結びつきによりワークフェアは正当化される。功利主義ではワークフェアの正当性は対象となる国の状態による。リベラル平等主義は最もワークフェアと縁遠いが、それでも貧困対策の向上等につながるのであれば正当化できる。

このように、主要な政治思想はどれも、少なくともワークフェアを受け容れる余地があると考えられる。だが、余地があるからといって正当化されるとは限らない。そこで次に、ワークフェアを正当化する代表的な議論とそれに対する反論を紹介する。

*7 以下のまとめは、主に Anderson 2004 に基づいている。

1.3 ワークフェアを正当化する議論とワークフェアへの反論

ワークフェアを正当化する議論のうち、代表的なのは公正さ (fairness) に訴えるタイプである*⁸。つまり、福祉を受けると、非受給者とのあいだに不公正が生じる。ワークフェアはその不公正を是正するものだとして主張されるのである。その中でも特に広く論じられているのは、互恵性 (reciprocity) に訴える議論である。

互恵性による議論は、単純化すれば、次の三つの前提から成る：

- (1) 社会から利益を得るならば、その見返りに社会の責務を公正に分担しなければならない。(互恵性の原理)
- (2) 福祉を受けると互恵性の原理より義務が生じる。
- (3) 労働は福祉を受けることから生じた義務を遂行する唯一の方法である。

(1) の互恵性の原理は、例えば保守主義では社会貢献を促す原理として支持されるが、公正さを保つための原理として一般に受け容れられるとも考えられる。(2) は、福祉も利益であることからただちに帰結すると考えられる。そして (3) は次のように正当化できる。福祉を供給するのが政府である以上、その見返りとなるのは税金を納めることだと考えられるが、資産を持たない福祉受給者にとって唯一の方法は賃労働を行い、所得税として納めることである。このように、福祉受給者は互恵性の義務を果たしていないため、納税者とのあいだで不公正が生じている。ワークフェアは、福祉受給者に就労を促すことにより、この不公正を解消する政策であるがゆえに正当化される、と論じられるのである。

互恵性の議論に対する主な反論は三つある。まず、福祉のように政府から得た利益であっても互恵性の原理に当てはまるのだろうか。これは (2) に対する疑義である。例えば、Bou-Habib and Olsaretti 2004 が指摘するように、福祉受給者と納税者はどちらも「幸運にも」収入があるときには納税し、「不運にも」収入が無いときには福祉を受けるという点で同等であり、両者の間に不公正はないと考えられる。だとすると、福祉受給者は改めて何もしなくとも、社会の責務を公正に分担しているはずである。

また、(3) に対しては、なぜ賃労働だけなのかを説明するよう求めることができる。Anderson 2004 が指摘するように、奉仕活動や家事も社会の責務に含まれるという考えは否定できないように思われる。

最後の反論は (1) に関するものである。互恵性の議論では、福祉受給者と一般の納税者しか念頭に置かれていないように見える。しかし現実には、たまたま富裕層に生まれついた非就労者が存在する。彼らは福祉を受けていないので、互恵性の原理より生じる義務はない。だが、同じ非就労者のうち、福祉を必要とする貧困層にだけ義務を与えてしまう (1) をそのまま受け容れてよいのだろうか*⁹。互恵性の議論は、言わば、福祉受給者をフリーライダーと見なし、ワークフェアにより福祉受

*⁸ 実際、本特集の中でも、Goodin 2004 を除くすべての論文で論じられている。

*⁹ 実際、(1) が既存の不公正に対して無力であり、むしろそれを維持する方向に働きかねないという問題を抱えているこ

給者と納税者間の不公正が是正されると主張する。だが、実際には、同様にフリーライダーと見なされるべき富裕層の非就労者には無力であり、逆に福祉受給者との間に新たな不公正を生じさせる。したがって、ワークフェアによって不公正が是正されるとは考えにくいのである（それどころか、場合によっては、より大きな不公正が生まれる恐れすらある）。

こういった反論に対し、ワークフェア推進側からは次のような応答がある。White 2004 によれば、ワークフェアは単独で公正さを確保する政策ではなく、包括的な社会改善を実現するための実行可能性の高い第一歩だと見なすことができる。よって、ワークフェアによって生じる不公正があるとしても、他の手段と組み合わせることにより是正可能かもしれない。

1.4 おわりに

互惠性の原理は、保守主義やリベラル平等主義など多くの政治思想にとって受け容れるべき原理であるように見えるため、互惠性の議論は、一見したところ強い説得力を持っているように見える。しかし、本節で取り上げた三つの反論はどれも強力であり、したがって、互惠性の議論によりワークフェアが正当化されるということはないと思われる。しかしながら、これらの反論はワークフェアが不当であることを示すものではない。それでもワークフェア推進側からの応答が可能だからである。

いずれにせよ、ワークフェアの正当化を巡る論争には様々な論点があり^{*10}、本節で触れることのできたのはそのうちのごく一部に過ぎない。それでも、ワークフェアは政治哲学と政治学が交差するトピックであり、「応用哲学」で扱われてもまったくおかしくないということが伝われば幸いである。

特集号における文献

ワークフェア (*Journal of Applied Philosophy*, 21: 3 (2004))

Moss, Jeremy, (2004), 'Introduction', *Journal of Applied Philosophy*, 21: 3, 239-242.

Anderson, Elizabeth, (2004), 'Welfare, Work Requirements, and Dependent-Care', *Journal of Applied Philosophy*, 21: 3, 243-256.

Bou-Habib, Paul, and Serena Olsaretti, (2004), 'Liberal Egalitarianism and Workfare', *Journal of Applied Philosophy*, 21: 3, 257-270.

White, Stuart, (2004), 'What's Wrong with Workfare?', *Journal of Applied Philosophy*, 21: 3, 271-284.

Wolff, Jonathan, (2004), 'Training, Perfectionism and Fairness', *Journal of Applied Philosophy* 21: 3, 285-295.

Goodin, Robert E., (2004), 'Support with Strings: Workfare as an "Impermissible Condition"', *Journal of Applied Philosophy*, 21: 3, 297-308.

とは、ワークフェア推進派も認めている (White 2004, sec. 4)。

*10 例えば、Attas and De-Shalit 2004 は、ワークフェアが雇用側や他の労働者に与える影響について論じており、Wolff 2004 は、互惠性により生じる義務の遂行を法律で課すことに反対している。

Attas, Daniel, and Avner De-Shalit, (2004), 'Workfare: the Subjection of Labour', *Journal of Applied Philosophy*, 21: 3, 309-320.

2 重罪犯からの選挙権剥奪

本節では、*Journal of Applied Philosophy*, 22: 3, 2005 に掲載された特集「重罪犯からの選挙権剥奪 (disenfranchising felons) に関するシンポジウム」を紹介する。

犯罪者として有罪判決を受けることは、犯罪者に対して刑罰以外の様々な付随的帰結 (collateral consequences) をもたらす。そのような付随的帰結の一つに選挙権の剥奪がある。アメリカの多くの州では、有罪判決を受けた重罪犯は、拘置 (imprisonment / incarceration) 中自動的に選挙権を剥奪される^{*11}。また、アラバマ州やフロリダ州などいくつかの州では、拘置期間後も選挙権は復権せず重罪犯は選挙権を永久に失う^{*12}。選挙権剥奪以外にも、運転免許の停止や専門職団体からの除名など、様々な排除や剥奪が公的・非公的に有罪判決から帰結する。しかし、選挙権剥奪以外の付随的帰結によって重罪犯が市民としての地位を追われることがないのに対し、投票からの排除は市民権の不可欠な側面からの排除であるため選挙権剥奪によって重罪犯は市民としての地位を追われることになる。そのために、選挙権の剥奪は特別な正当化を必要とするように思われる (Duff 2005, 212-213)。以上のような背景の下、この特集では、様々な付随的帰結のうち、主として選挙権剥奪が正当化されるか否かが検討される^{*13}。以下では、選挙権剥奪を支持する議論、批判する議論、それらの議論への反論をそれぞれ紹介する。寄稿者のうち、Kleinig と Murtagh、Lafollette は選挙権剥奪に対して否定的な立場から、Altman は肯定的な立場から議論を行っている。

2.1 選挙権剥奪を支持する議論とそれに対する反論

Kleinig と Murtagh は、選挙権剥奪を支持するよくある議論として、契約説からの議論と選挙の純潔さ (electoral purity) からの議論の二つを取り上げそれぞれに反論している (Kleinig and Murtagh 2005, 228)。契約説からの議論によれば、重罪犯は重罪を犯すことで社会契約の条項に違反し、それにより社会契約を破棄したのだから、そのような重罪犯から選挙権を剥奪することは正当化される。この主張に対し彼らは、重罪を犯すことが即座に社会契約の破棄につながるわけではない、と反論する。選挙買収などの選挙過程を損なう犯罪に関しては、社会契約からの議論は妥当するかもしれない。しかし、一般には、重罪を犯した犯人はそれによって社会契約を破棄しようとしたわけではない。我々は通常、ある人が一度契約に違反したからといって、その違反者を以降の契約すべてから閉め出したりしないだろう。ゆえに、すべての選挙権剥奪を、社会契約の破棄という観点から正当化することはできない。

^{*11} アメリカでは、重罪 (felony) とは、死刑または懲役一年を超える定めのある犯罪を指す (田中 1991, 343)。

^{*12} 法域ごとの事情のまとめとして、倉田 2007, 31-34 を参照。ちなみに、日本では、公職選挙法第 11 条において、「成年被後見人」(第 1 号)、「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」(第 2 号)、「禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 (刑の執行猶予中の者を除く。)」(第 3 号) といった人々は選挙権および被選挙権を有しない、と定められている。Kleinig と Murtagh は日本では囚人に対する投票の制限はないとしているが (Kleinig and Murtagh 2005, 228)、これは誤りである。

^{*13} ただし、Lafollette は選挙権剥奪を含めた付随的帰結一般に関する議論を行っている。

Kleinig と Murtagh は、選挙の純潔さからの議論はいくつかの議論の混合から成ると指摘したうえで、それを (1) 道徳能力からの議論、(2) 民主主義的正統性 (democratic legitimacy) からの議論、(3) 結果の純潔さからの議論に区別し、それぞれに対して以下のように反論する。(1) は、重罪を犯すような人々は何らかの意味で道徳的に価値がないか道徳的に無能なので、投票するに値しない、と主張する。しかし、重罪一般と道徳的能力とがどのようなつながりを持つのかを (1) は示していないため、その主張は説得力を持たない。また、(2) は次のように主張する。選挙結果の正統性はその結果が民主主義の目的と義務にコミットした人々の意志を反映しているということによって保証されているのだが、重罪犯はそのようなコミットメントを欠いている。そのため、重罪犯に投票を許可することは選挙結果の道徳的権威が疑問に付されることにつながる、と。しかし、(1) と同様に (2) も、ある人が重罪を犯すこととその人が民主主義の目的と義務にコミットしていないという結論の間には強いつながりがない、と反論される。もし重罪犯が自分は処罰に値すると考えるなら、その重罪犯は民主主義にコミットしていると思わしうだろう。最後に、(3) は重罪犯に選挙権を与えることがもたらすであろう帰結に訴える議論であり、(i) 重罪犯は庭の雑草や箱の中の腐ったリンゴのようなもので政治過程を徹底的に破壊するような要素を持ち込む、(ii) 重罪犯は邪悪な目的のために投票するので社会にとって有害な投票結果がでる、(iii) 重罪犯は選挙規則に従うと信頼することはできない、といった主張を行う。だが、これらの主張はいずれも、根拠がない、統計的事実に反している、などの理由で退けられる。

以上の Kleinig と Murtagh の議論は、選挙権剥奪を正当化するためによく持ち出される議論を紹介しそれを批判したものである。それに対して、Altman は選挙権剥奪を支持する独自の議論を展開する (Altman 2005, 264-267)。彼は、選挙権剥奪は民主主義的自己決定の観点から正当化される、と主張する。民主主義国家の市民は、基本的な法的権利を定めたりどのような人々を自分たちの共同体の成員と見なすかを決定したりする集団的民主主義的自己決定権を持つ。だから、どのような罪を犯すと完全な市民と見なされなくなるか、すなわち選挙権を剥奪されるかを決定することもできる。彼によれば、選挙権剥奪はどのような人々が市民と見なされるかに関する民主主義的意志決定の結果であり、罰の一部と見なされるべきではないのである。

2.2 選挙権剥奪を批判する議論とそれに対する反論

次に、選挙権剥奪を批判する側の議論として、選挙権の重要性に訴えるもの、選挙権剥奪は差別的だと主張するものを紹介し、それらへの反論を紹介する。まず、選挙権の重要性に訴える議論は、選挙権は民主主義的市民権にとって基礎的なものなので、もし市民権を無効にする理由がないなら選挙権を無効にする理由もない、と主張する (Kleinig and Murtagh 2005, 229-230)。つまり、市民権を剥奪することが正当化されないのだから、その不可欠な要素である選挙権の剥奪も許されないというのである。この主張に対しては、選挙権が基本的な権利であることは認めるが、だからといってその剥奪が市民権の停止につながる訳ではない、という反論がある (Altman 2005, 267)。実際、Kleinig と Murtagh 自身も死刑囚や終身刑囚から市民権を剥奪することなく選挙権を剥奪しうることを明示的に認めている (Kleinig and Murtagh 2005, 227-229)。

次に、差別的だと主張する議論は、選挙権剥奪が行われるほとんどの国では、歴史的に不利な立場に立たされてきたマイノリティほど大きな負担を負うことになっているため、選挙権剥奪はマイノリティに対して差別的にはたらく、と主張する (Kleinig and Murtagh 2005, 231-232; Laollette 2005, 257-258)。例えば、アメリカにおいては、黒人が拘置される割合は白人の 10 倍であり、黒人男性の 23 パーセントは一生の内のある時点で拘置を経験する。また、同じ罪を犯した場合でも、黒人の方が白人よりも逮捕され、有罪判決を受け、拘置される確率が高い。この議論に対して、Altman は、アメリカの刑罰体系が白人よりも黒人に対して強い影響を及ぼしていることを認めるとしても、それが選挙権剥奪政策を破棄する理由にはならない、と反論する (Altman 2005, 269-271)。というのはそのような影響の不均等を解消するためには選挙権を回復させる以外にもやらなければならないことが多くあり、また、選挙権回復が不均等の是正に貢献することを疑う理由があるからである。これらの議論以外にも、選挙権剥奪を批判する議論として以下のようなものがある。Lafollette は、付随的帰結には刑罰、犯罪行為の直接的帰結、リスク予防処置という三つの捉え方があるとしたうえで、どの捉え方においても選挙権剥奪は多くの重罪に関して不均等に重すぎる、と主張する (Laollette 2005, 255-256)。また、重罪犯に投票を通じて市民的参与の機会を与えることは、犯罪者に市民としての責任を自覚させ、犯罪者が社会復帰するための準備となるとする議論や、少なくとも永久に選挙権を剥奪することは公衆によって支持されていないという議論もある。

このように、選挙権剥奪が正当化可能かどうかには、様々な議論がある。現状では、選挙権剥奪を支持する側も批判する側も、決定的な議論を提出できていない。ただし、この特集に寄稿している論者たちが、選挙権剥奪に対する立場に関わらず、一致して認める点もある。それは、罪の種類を問わない自動的な選挙権剥奪と選挙権の永久剥奪は擁護できない、という点である。最初に述べたように、現在のアメリカではほとんどの州において、重罪の判決を受けた囚人は自動的に選挙権を剥奪される。また、いくつかの州においては、重罪犯は永久に選挙権を剥奪されることになる。よって、アメリカの現状が、道徳的に望ましくないということに関しては見解が一致していると言って良いだろう。現実社会の制度に対し倫理的考察に基づいて以上のような規範的な判断を下すという点で、選挙権剥奪を巡る議論は応用倫理学の特徴をよく示していると思われる。

特集号における文献

重罪犯からの選挙権剥奪 (*Journal of Applied Philosophy*, 22: 3 (2005))

Duff, R.A., (2005), 'Introduction: Crime and Citizenship', *Journal of Applied Philosophy* 22: 3, 211-216.

Kleinig, John and Kevin Murtagh, (2005), 'Disenfranchising Felons', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 3, 217-239.

Lafollette, Hugh, (2005), 'Collateral Consequences of Punishment: Civil Penalties Accompanying Formal Punishment', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 3, 241-261.

Altman, Andrew, (2005), 'Democratic Self-Determination and the Disenfranchisement of

Felons', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 3, 263-273.

その他の文献

倉田玲, (2007), 「受刑者等の選挙権と合衆国の連邦制度(上)」, 『立命館法学』, 314, 24-95.

田中英夫編, (1991), 「felony(重罪)」, 『英米法辞典』所収, 東京大学出版会.

3 モラリズム

モラリズム (moralism) は、雑誌 *Journal of Applied Philosophy*, 22: 2, 2005 で特集が組まれたトピックである。「モラリズム」という語は、哲学において必ずしも一義的な仕方で使用されているわけではないが、最も一般的には、「道徳的に振舞うことを（他人に対して）不適切な仕方でも要求する悪徳」を意味している。この特集で主に論じられるのも、この最も一般的な意味でのモラリズムである。

モラリズムと称される現象は、様々な場面において確認される。例えば、荷物を持った隣の女性の手助けをしない友人を道徳的に糾弾する行為は、モラリズムと見なされうる。この場合、たしかに女性を手助けすることは善い行いだが、それを友人に「義務」として要求することは過剰だと考えられる。また、別の例としては、どのような場合でも道徳法則の遵守を要求するカントのような立場も、モラリズムの一種だと考えられる。さらに、モラリズムは個人の行為に対してだけでなく、国際関係を巡る政治学と結びつけて論じられることも多い。例えば、他国や他宗教集団に対して特定の道徳や規範の遵守を要求する場合に、我々はモラリズムを垣間見ることができる。

だが、本特集の序文で Coady が指摘しているように、モラリズム現象は、このように多様な場面で生じうるにも関わらず、この概念にまとまった哲学的分析を与えることは、これまで試みられてこなかった (Coady 2005a, 101)。そこで、この特集では、モラリズムという概念に哲学的分析を与え、そのうえで、この概念を用いて、政策科学・政治哲学における問題を整理・解決することが模索される。ここで、後者の営みを「応用」という言葉で表しうるとすれば、寄稿された諸論文は次のように分類される。

- (1) モラリズム概念の分析 (Fullinwider, Coady, Driver, Taylor, Lovett)*¹⁴。
- (2) モラリズム概念の応用 (Coady, Ivison, Kuflik)。

以下、これらのカテゴリーにおける具体的な論点を紹介しよう。

3.1 (1) モラリズム概念の分析

モラリズム概念の分析は、Fullinwider, Coady, Driver, Taylor, Lovett によって試みられている。細部に関する差異はあるが、ほとんどの論者は、モラリズムを「不当な道徳的基準に基づいて、他者の行為を不道徳だと非難する道徳判断」と見なす点で一致している（ただし、Lovett だけはモラリズムを「他者の行為を道徳的に不正だと公に判断すること」と中立的に定義し、モラリズムの有用性を積極的に認める議論を展開している）。ここでは代表として、Driver によるモラリズムの特徴づけを見ておこう。

Driver によれば、モラリズムは三つに分類される。第一は「完全主義」であり、義務を超えた

*¹⁴ 煩雑さを避けるために、以下では必要がない限り、本特集に収められた論文の年号は省略する。また、この箇所以降、「Coady」は Coady 2005b を指すことにする。

(supererogatory) 道徳的行為を義務的と見なして、他者にそのように行為することを要求する立場である。上述の、女性の荷物を持たなかった友人を責めることは、完全主義の一例である。第二は、「絶対主義」であり、これは道徳規則に従うことを絶対視する立場である。「たとえ利他的な動機に基づく場合であっても、嘘をつくべきではない」というカントの立場は、絶対主義と見なされる。絶対主義は、道徳規則の内容が厳しいかどうかには関わらないという点で、完全主義とは異なっている。以上二つのモラリズムは、個別的状況において考慮されるべきニュアンスの見落としに起因する、道徳の押しつけである。それに対して、第三は、道徳とは無関係のものを道徳的と見なすモラリズムである。あなたがある老人から家を買う際に値切りを持ちかけたとしよう。その結果、老人が激怒して、「あなたは年寄りを搾取しようとしていると同時に不公正な行いをしている」と糾弾してきたとしよう。その場合、この老人は、本来は道徳とは関わりのない「この値段でこの家売りたい」という自己の関心を道徳的と見なして、その要求に反するあなたの行為を不道徳と見なしている。このモラリズムは、他者の行為に不当に道徳性を要求する点では完全主義と同じだが、後者が純粋に道徳的な要求を過剰に膨らませているのに対し、本来は道徳とは無関係なものを道徳的なものとして扱う点で異なっている。

では、以上のようなモラリズムを避けて、他者に対して適切な仕方でも道徳判断を下すためには、何が必要なのであろうか。多くの論者によれば、我々がモラリズムを避けるためには、自己の可謬性を自覚すること、そして、道徳判断に際して他者に慈善の心を持って接することなどの「謙虚さ」が要求される。また、Driver は、完全主義と絶対主義を解決する方法として、個別的状況を考慮して柔軟に道徳判断を下す「決議論 (casuistry)」を取り上げ、その詳細な特徴づけを試みている。

3.2 (2) モラリズム概念の応用

次に、モラリズムという哲学的概念の「応用」を見ることにしよう。本特集では、政治学・政治哲学に対してモラリズムが持つ含意が検討されている。具体的に言えば、Coady が政治的現実主義 (political realism) とモラリズムの関係を、Iverson が多文化主義 (multiculturalism) とモラリズムの関係を、そして、Kuflik が法モラリズム (legal moralism) の問題を論じている。

まず、Coady から見てみよう。政治的現実主義とは、大雑把に言えば、国際関係の行為主体を国家と見なし、各国家は安全保障を求めて、自国の権力を最大化するように互いに争うという観点から国際関係を分析する立場である。この学説の歴史は古く、トゥキディデスに始まり、マキャベリやホッブズを通じて、現在ではカーやケナンなどによって提唱されている。この学説は、国際社会における道徳や倫理を重視する「理想主義 (idealism)」に対立する立場であり、多くの現実主義者は自らの学説を「外政に道徳は不必要である」という考えを内包するものとして理解してきた。だが、その一方で、現実主義者は外政から道徳をまったく排除することも不可能だと考えおり、道徳と外政に関する相反する二つの考えの間を、常に揺れ動いてきた。このような揺れ動きを、Coady は真正の道徳とモラリズムとの区別を用いて解釈する。つまり、現実主義者が「外政に道徳は不必要である」という主張によって否定しているのは、真正の道徳ではなく、他文化に対する規範の押しつけや例外を認めない絶対主義のモラリズムなのである。したがって、「国際関係に道徳の余地はなく、国益だけを考え

ればよい」という現実主義者の主張は行き過ぎでもある。外政を考えるうえで我々に必要なのは、まずもってモラリズムに陥らないよう注意することであり、そのうえで、適切な国際社会における道徳を取り入れることなのである。

次に、Iverson の議論に移ろう。彼の議論は、多文化主義とモラリズムの関係を精査するものである。多文化主義とは、各集団（文化）を対等に扱い、集団ごとに差異化した公共政策を追求しようとする立場であり、1970年代以降、カナダやオーストラリアなどで実施されている。Iverson の分析によれば、近年、多文化主義者はモラリズムに陥っているという批判が提出されている。すなわち、多文化主義者は、そのような政策が実情に合っているのかを十分に検討しないまま、理念だけを先行させ、それをあたかも自明であるかのように主張しているために、多文化主義に対する正当な批判を封殺し、真に望まれている政治改革の実現を困難にしている、というわけである。Iverson によれば、このような批判を退けるためには、市民が政策の道徳的根拠について自由に議論できる、民主主義をベースにした多文化主義を展開する必要がある。たしかに、このような多文化主義も、市民に高度な対話能力や徳を要求するという点、あるいは、政策に関する意見の不一致が出た場合、それをどう凌げばよいのかについて十分に考慮していないという点で、依然としてモラリズムの危険性を孕んでいる。だが、だからと言って、政策の道徳的根拠に関する議論の余地を認めない立場が望ましいわけでもない Iverson は結論づける。

最後に、「法モラリズム」を扱った Kuflik の論文に触れておこう。法モラリズムとは、モラリズムの特殊形態の一つであり、「道徳的に要求されることは、法的にも要求されるべきだ」という考えのことである。Kuflik は、(i) 法モラリズムを批判したうえで、(ii) 法モラリズムを否定する社会の在り方を模索する。まず (i) については、法モラリズムは、「道徳的要求は法的要求よりも穏健であるべきだ」という論点を示唆する様々な議論を無視しており、過剰な要求であると非難される。次に、(ii) については、市民間の道徳的不一致を許容する自由主義が検討される。ここでポイントとなるのは、「誰がその社会の成員なのか」といった、その解決が社会の枠組み自体を構成するタイプの問題である。Kuflik によれば、この手の問題を解決するためには、特定の包括的な道徳的・宗教的・哲学的立場を押しつけるのではなく、自己と他者の平等な身分を認めたいうえで、他者の視点に立った考えに訴える方法（ロールズの言う「公的理性」）が必要であり、その方法を推し進める「政治的自由主義（political liberalism）」の擁護が試みられる。

以上、モラリズム概念が政策科学・政治哲学に「応用」されているケースを三点紹介した。これらのケースで行われているのは、政策科学や政治哲学の個別的な文脈において「道徳の適切な使用法」を見極める作業である。もちろん、ここで扱われた論点は、モラリズムを巡る問題のごく一部であるうが、哲学的分析の成果を他の学問分野における問題の整理・解決に適用するという意味での「応用」をよく示していると言えるであろう。

特集号における文献

モラリズム (*Journal of Applied Philosophy*, 22: 2 (2005))

Coady, C. A. J., (2005a), 'Preface', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 2, 101-104.

Fullinwider, Robert K., (2005), ' On Moralism ', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 2, 105-120.

Coady, C. A. J., (2005b), ' The Moral Reality in Realism ', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 2, 121-136.

Driver, Julia, (2005), ' Moralism ', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 2, 137-151.

Taylor, Craig, (2005), ' Moralism and Morally Accountable Beings ', *Journal of Applied Philosophy*, 22:2,153-160.

Lovett, Benjamin, (2005), ' A Defense of Prudential Moralism ', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 2, 161-170.

Iverson, Duncan, (2005), ' The Moralism of Multiculturalism ', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 2, 171-184.

Kuflik, Arthur, (2005), ' Liberalism, Legal Moralism and Moral Disagreement ', *Journal of Applied Philosophy*, 22: 2, 185-198.

4 戦争倫理の現状

4.1 はじめに

本節では、*Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 2006 で特集された「戦争倫理の現状 (The Ethics of War: State of the Art)」を取り上げる。

イントロダクションの Rodin 2006 では戦争倫理の現状が次のように紹介されている。戦争倫理は古くから倫理学の一分野だったが、特に最近の十数年での政治変化は戦争倫理に大きな影響を及ぼした。一つは、「非対称戦争 (asymmetric war)」の登場である。冷戦の終結により、長年懸念されてきた世界規模の戦争の危険はひとまず回避された。しかしその一方で、それまでは米ソ対立の影響で抑制されていた地域紛争が頻発するようになり、国連による軍事介入の必要性が訴えられるようになった。紛争の構図も、それまでの国家間の領土紛争から、国家内の政府と少数グループの紛争、および介入する国連という構図に変化した。また、9/11以降明白となった、いわゆる「テロとの戦争」もこういった地域紛争の場合と同様、国際的なテロ組織とそれに対抗する国家集団という非対称性を特徴としている。

こういった戦争像の変化により様々な倫理的問題が注目されることになった。いくつか例を挙げると、まず、イラク戦争では自衛を理由にして先制攻撃の正当性が主張されたが、これは従来の正戦論 (just war theory) の枠組みではほとんど顧みられなかった主張である。テロリストへの尋問や暗殺の正当化も真剣に論じられるようになった。また、イラク戦争では主要な戦闘が終わった後に大きな混乱があったがためにイラク戦争の正当性はさらに疑わしくなったと考える人は多かった。だが、戦争の正当性が戦争後に決まるという考えに問題はないのだろうか。旧ユーゴスラビアやソマリアは人道的介入の必要性を示した事例だと考えられているが、人道的介入と単なる軍事介入の線引きが難しいことも事実である。このように、戦争倫理は多彩な方向へと発展していったと言える。

以下では、この特集で扱われている問題を二つ紹介する。一つは、拷問の正当化であり、もう一つは、様々な種類の戦争の正当化である。

4.2 拷問の正当化

テロとの戦争の注目すべき点の一つは、拷問や暗殺の制度化・合法化が提案されたことである。これは戦争倫理の枠組みを越えた大きな論争を巻き起こした^{*15}。拷問は正当化できないという考えは当然とすら思われるが、なぜそうなのだろうか。実際、死と拷問のどちらかを選べと迫られたならば、(特に短い時間であれば) 拷問を選ぶ人も確実にいると思われる。また、人命の尊さは何よりも勝るという考えもよく知られている。ならば、殺害でさえ時には正当化されると考えられている(例えば死刑はそういう「正当化された殺害」の一例であろう)のに、どうして拷問は正当化できないのだろうか。

*15 例えば Levinson 2004 を見られたい

こういった殺害との比較に基づく拷問の正当化可能性についてはいくつもの反論がなされてきた。例えば、戦争にも、殺害がどういうときに正当化されるのかを定めるルール (jus in bello) があるという考えは広く知られている。従来の正戦論の枠組みでは、これは戦闘員と非戦闘員の区別によって説明されてきた。すなわち、無防備な非戦闘員の殺害は許されないが、反撃可能な戦闘員の殺害は許されるとされる (戦闘員であっても、一方的な虐殺は許されない)。拷問の正当性はこういったルールにより否定されるのである。

だが、Steinhoff 2006 によれば、特にテロとの戦争に注目するならば、この反論は成り立たない。テロリストは軍服を着ている訳でもなく、テロリストを辞めてもそれを証明する手段はない。また、テロとの戦争には宣戦布告も降伏もない。つまり、従来の戦争で戦闘員と非戦闘員を区別していた方法はテロとの戦争では使えないのである。戦闘員と非戦闘員の区別が曖昧であれば、戦闘員の殺害や戦闘員への拷問だけを特別に正当化することはできなくなる。

逆に、拷問が正当化可能であることを示唆する例がある。これは「時限爆弾論法 (ticking bomb argument)」として知られている (cf. Bufacchi and Arrigo 2006, sec. III)。時限爆弾による大量殺人予告があったとしよう。もちろん被害を受けるのは無実の人々である。懸命な捜査により、犯行前に犯人を捕らえることには成功した。だが、肝心の爆弾のありかが分からない。このままではもうすぐ時限爆弾は爆発してしまう。このような状況では、犯人を拷問にかけることにより時限爆弾のありかを引き出すことは正当化されるのではないだろうか^{*16}。

直観的には時限爆弾論法はもっともらしいように思われる。だが、Bufacchi and Arrigo 2006 で指摘されているように、こういう思考実験から帰結を引き出すときには慎重でなければならない。この例で拷問が正当化されるためには、「拷問すれば爆弾のありかが分かる (または、少なくともその見込みが高い)」という仮定が必要である。だがこれは、「爆弾のありかを知るための最善の方法は拷問である」という、帰結主義を前提した仮定に他ならない。ところが、帰結主義からすれば、この仮定の正しさは極めて疑わしいのである。テロリストは拷問対策をしているかもしれないし、嘘の情報で時間稼ぎをするかもしれない。このように、拷問以外の尋問テクニックのほうが有効であることは十分考えられる。

興味深いことに、この特集で拷問の正当化について論じている二本の論文は、時限爆弾論法による正当化については意見が分かれているにも関わらず、共に拷問の制度化には反対している。時限爆弾論法は帰結主義的な発想を必要とする。だが、帰結主義的に考えれば、拷問の制度化には多大なコストが予想されるが^{*17}、予想される利益は決して大きくない。制度化によって得られるのは、時限爆弾のようなケースに実際に遭遇したときに躊躇なく拷問できることぐらいだろう。だが、実際には、そんな理想的なケースはむしろ「例外」(Steinhoff 2006, 348) と見なすべきだと思われる^{*18}。

*16 他に、映画ダーティ・ハリーでの主人公の行動も同様の例として用いられている。cf. Steinhoff 2006, 342.

*17 拷問技術開発コスト、訓練コスト、拷問者への心的ケア、さらには拷問の制度化に伴う悪影響など。詳しくは Bufacchi and Arrigo 2006, sec. VI を参照されたい。

*18 また、拷問の正当性に関する議論と暗殺の正当化に関する議論には共通点が少なくない。Gross 2006 を見よ。

4.3 緊急事態による正当化と人道による正当化

次に、戦争の正当化に関する議論を二つ紹介する。一つは、究極の緊急事態に訴える議論である。究極の緊急事態 (supreme emergency) は Walzer 1977 で提唱された概念であり、典型的には、ナチスの攻撃を受けたときのイギリスの状況として説明される^{*19}。当時のイギリスは一般市民が巻き添えになるうともドイツを空爆する以外には侵略から免れる方法はなかったとされる。この正当化の支持者によれば、究極の緊急事態は、どの行動を取っても道徳的に許されない行動をすることになる八方ふさがりの状況 (いわゆる道徳的悲劇 (moral tragedy) または悲劇的ジレンマ (tragic dilemma) と呼ばれるもの) であり、したがって、開戦も許されるのである。

しかしながら、Statman 2006 が論じるように、究極の緊急事態に訴える正当化が成功するには、究極の緊急事態がただの道徳的ジレンマでないことを示す必要がある。我々は日常的に道徳的ジレンマに遭遇しているが、その場合、すべての選択肢は同等ではなく、何らかの観点から一番ましなものを選ぶべきだと考えられる。したがって、究極の緊急事態によって戦争を正当化するためには、少なくとも開戦を含む複数の選択肢が完全に同等であることが示されなければならない。しかし、ナチスの攻撃を受けたときのイギリスでさえも、何らかの観点からドイツ空爆が一番ましだと判断したと考える余地は十分にある。だとすれば、究極の緊急事態も結局は道徳的ジレンマの一例に過ぎず、道徳的悲劇ではないことになる。よって、この正当化が成功する見込みは低いと見なさざるをえない。

人道に訴える戦争の正当化は、最も成功の見込みが高いものだと考えられている。本節の冒頭でも触れたように、冷戦終結以降、人道的な軍事介入の必要性が高まっているからである。だが、人道的介入には二つのジレンマがある。一つは、人道的介入と国家主権の関係である。介入は国家主権の侵害に他ならない。どうして人道的介入では国家主権の侵害が許されるのだろうか。もう一つは、人道的介入と平和の関係である。人道的介入も軍事行動である以上、平和を乱すという事実には違いない (cf. Brock 2006, 278)。

人道的介入を正当化された戦争と考えるには別の問題もある。Mellow 2006 が指摘するように、イラク戦争は様々な根拠でもって正当でないとされているが、少なくともフセイン政権によって深刻な迫害を受けていたイラク国民を救うための人道的介入とみなす余地は十分にある。ならば、他の点がどうあれ、人道的介入であるという点でもってイラク戦争は正当化されてしまうのではないだろうか。

イラク戦争が人道的介入であることによって正当化されるという考えに反対する方法の一つは、イラク戦争の正当性は結果によって否定されると考えることであろう。だが、これには次のような反論がある。正当性が結果によって否定されるには正当性が事後的に決定されるのを認める必要があるが、予期していた結果が実際に起きるかどうかは多少なりとも運に影響されるため、行為の正当性が運に依存することも認めなければならないのではないだろうか。だが、Lawlor 2006 によれば、予期された結果と実際の結果を区別することにより、運に依存しない事後的な正当化がありうる。よっ

^{*19} 「究極の緊急事態」という用語も当時のチャーチルの発言に由来する。

て、この反論は決定的とは言えないだろう。

4.4 おわりに

本節で紹介した問題はどちらもかなり具体的なものだったが、この特集には、戦争の正当化を自己防衛になぞらえる議論について論じている Baker 2006 のように、従来からある議論の延長線上にある論文も含まれている。逆に、人道的介入の国際的なルール作りを行っている国際委員会の活動を紹介している Brock 2006 のように、もっと具体的なことすら扱われている。このような幅広い問題が論じられていることは、戦争倫理の「応用性」を示していると思われる。

特集号における文献

戦争倫理の現状 (*Journal of Applied Philosophy*, 23: 3 (2006))

Rodin, David, (2006), 'The Ethics of War: State of the Art', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 241-246.

Lawlor, Rob, (2006), 'Luck, Evidence and War', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 247-257.

Baker, Deane-Peter, (2006), 'Defending the Common Life: National-Defence After Rodin', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 259-275.

Brock, Gillian, (2006), 'Humanitarian Intervention: Closing the Gap Between Theory and Practice', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 277-291.

Mellow, David, (2006), 'Iraq: a Morally Justified Resort to War', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 293-310.

Statman, Daniel, (2006), 'Moral Tragedies, Supreme Emergencies and National-Defense', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 311-322.

Gross, Michael L., (2006), 'Assassination and Targeted Killing: Law Enforcement, Execution or Self-Defence?', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 323-335.

Steinhoff, Uwe, (2006), 'Torture - The Case for Dirty Harry and against Alan Dershowitz', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 337-353.

Bufacchi, Vittorio, and Jean Maria Arrigo, (2006), 'Torture, Terrorism and the State: a Refutation of the Ticking-Bomb Argument', *Journal of Applied Philosophy*, 23: 3, 355-373.

その他の文献

Levinson, Sanford, (ed.), (2004), *Torture: A Collection* (Oxford: Oxford University Press).

Walzer, Michael, (1977), *Just and Unjust Wars* (New York: Basic Books).

第二部 応用倫理学以外のトピック

1. 経済学の哲学
2. 哲学カウンセリング
3. 社会科学研究における欺き (deception)
4. 社会認識論と情報学

1 経済学の哲学

「経済学の哲学」が持つ固有の問題系と豊かな広がり、とりもなおさず経済学の「科学としての地位」に関わる問題に由来している。経済学はその形式的厳密性から「社会科学の女王」という尊称を享受してきたが、他方で、複雑な社会問題の解決に役立たないその単純さを揶揄して、「陰鬱な学問」との蔑称を投げかけられることもしばしばであった。

こうした「社会科学の陰鬱なる女王 (the dismal queen of the social science)」というレッテルは、多くの場合とくに大した根拠もなく曖昧に使われているが (Mäki 2002)、経済学の方法論的基礎に対する哲学的アプローチにとってはなお重要な意義を持つ。経済学は現実を見過ぎてでも形式的潔癖さを追求すべきか、あるいは科学としてのステイタスなど捨て去って現実に寄り添うべきか。もちろん、科学としての厳密性を保ちつつ社会の期待にも応えられれば最高だ。しかし、それはいかにして可能だろうか。まずは単純なモデルを作って徐々に条件を弱めていけばよいという素朴な方針は、諸要因が複雑に絡み合った経済現象の説明においてどれほど有効と言えるのか。このように、考察対象となる経済現象の複雑さは、一方で経済学に特有といえる方法論的問題をもたらす。だが他方でそうした特異性に対する注目は、科学一般における方法論的諸前提の再考にも我々を導くのである。また、人間の行動と社会の機能を扱う経済学は、本質的に倫理的問題を含む。それゆえ経済学の哲学は、倫理学の抽象的理論と社会政策上の具体的問題とが会う場となる。するとこの、経済学が倫理的問題を含み、現実社会の利害調整と福祉向上に応えることを期待される点において、経済学の実証科学としての身分が問題になってくるのである。

もう一点、経済学と科学の関連に触れておけば、近年の科学社会論や社会認識論の潮流に沿うかたちで、科学の営みを経済学の概念を使って分析しようという試みが広まってきている (Mäki 2008)。P. Kitcher や A. Goldman らは、世界の真理を私心なく追求するといった従来の理想化された科学者像に対して、競争的市場において自らの名声・地位・信用を最大化しようと利己的な欲望に突き動かされる科学者像を描き出している。科学を経済活動の一種と見なすこの立場からすれば、「科学とは何か」という問いは「科学に関する社会科学」によってこそ答えられるべきものとなる。そうしたアプローチが、これまで主流を占めていた科学の哲学的分析に取って代わる可能性もあるかもしれない。しかし Mäki によれば、科学を経済現象として描き得たとしても、そのようなものとしての科学がいかにして知識の進歩を生み出すのか、という問いがなお残されるのである。

さて、これまでの研究状況を簡単に振り返っておこう。経済学というディシプリンに対する方法論的検討は、もちろん 18 世紀におけるその成立時から行なわれてきた。上述のような実証科学としての地位を巡る議論は 20 世紀後半になってより盛んになったが、その頃まで議論の中心にいたのは現場の経済学者たちであった。1970 年代になって経済学の哲学は、経済学者と哲学者が協同する独立した分野に発展した (Mäki 2008)。この領域に特化したジャーナルとしては 1985 年創刊の *Economics and Philosophy* および 1994 年創刊の *Journal of Economic Methodology* があり、現在、イギリス・アメリカ・オランダ・北欧諸国を始めとして、「経済学の哲学」を専門とする多くの研究者が存在する。

経済学の哲学で議論されてきた主要トピックは (1) 科学哲学的アプローチ [経済現象の存在論および認識論]、(2) 倫理的アプローチ [経済的帰結や制度の評価]、(3) 行為論的アプローチ [合理的意思決定論] の三つにおおよそ分類できる (Hausman 2008)。最後の行為論的アプローチでは、ミクロ経済学とりわけ消費者行動理論の基礎となる、個人ならびに集団の選択に関わる合理性の問題が中心となる。それゆえ行為論や認識論、心の哲学における哲学的問題との深い関連性は容易に見てとれるだろう。以下では (1) と (2) における主要なトピックを紹介しよう。

1.1 科学哲学的アプローチ

経済学の理論には、現実的にありえない仮定がしばしば堂々と置かれることがある。例えば経済主体は完全に合理的で完全情報を持っている、等々。こうした想定はもちろん明らかに偽であるのだが、逆に、現実のあらゆる事象を反映したモデルを作ることもまたナンセンスである。複雑な社会現象を扱う経済理論にとって単純化や理想化は必要不可欠なものなのだ。それでは、いったいどれくらいの単純化ならば適切と言えるのかという問題が生じる。また、経済学におけるほとんどの主張は *ceteris paribus* すなわち「他の条件が同じならば」という但し書き付きの下で初めて真となる。が、他の条件がまったく同じになるようなケースなど現実にはほとんどないだろう。それゆえ、この *ceteris paribus* という但し書きは、どのような場合であれば適切で意味のあるものと見なしうるのだろうか、という先の単純化に関する疑問と密接に関連した問いが生じる。これらは経済学の哲学における最重要問題といっても過言ではない。

経済学における「非現実的な想定 (unrealistic assumptions)」を擁護する非常に有力な主張を展開したのが Milton Friedman だ。彼によれば、すべての実証科学の究極の目的は、いまだ観察されていない現象について正確な予測を行なうことであり、経済理論もいわば道具主義的に捉えるべきとされる。すなわち、経済理論の目的は正確な予測であり、それさえできれば、仮定の非現実性など問題ではない、と彼は主張するのである (Friedman 1953)。これに対して、Friedman は「仮定 (assumption)」という言葉が持つ複数の意味を区別しておらず、それらを混用しているためその主張は整合的でないという批判 (Musgrave 1981) を含め、この主張は経済学者・哲学者から盛んな反応を呼び起こしてきた (Samuelson 1963; Nagel 1963; Brunner 1969)。

経済学理論についての Friedman の道具主義的見解、またそれによって擁護される経済学の実証科学としての地位を巡る議論は、経済学と実在論の問題にも関係する。たしかに経済現象の移り行きがある程度単純で恒常的と見込まれる限りにおいては、予測の成功のみを理論選択の規準に据えてもさしたる問題はないであろう。が、状況に大きな変化が生まれたとき、この立場は困難に突き当たる。理論の妥当性を決めるのが予測の成功のみであるならば、理論の修正ないし経済学の進歩は原理的に試行錯誤によるアドホックな仕方ではなされざるをえない。複雑な経済現象の推移に即応した理論の漸次的改良を行うには、その現象の背後に何らかの構造が存在し、理論はその構造と大まかにでも対応していると想定する必要がある。

Lawson 1997 は次のように指摘する。主流派経済学における実証科学および数学的形式化への強迫的執着は、経済現象の表層レベルにおける相関関係として抜き出した「法則」から出来事を演繹的

に導出するスタイルを生み出してきたが、このような方法論的基礎こそ、経済学が現実社会の諸問題によく対処していないことの原因なのだ、と。そして、複雑な経済現象を捉えうる科学として経済学を再生させるには、その探究の対象が科学者とその行為から独立して存在するという実在論を措定する必要がある、と彼は主張している。他方で Mäki は、従来の経済学が依拠する方法論にも、実在論が暗黙のうちに想定されていることを示している (Mäki 1990; 2007)。

1.2 倫理的アプローチ

経済学と倫理の関係を論じるにあたり避けて通れない問題として、そもそも経済学は事実に関わる実証的な学問なのか、それとも経済政策や制度がどうあるべきかを問う規範的学問か、という根本問題がある。多くの経済学者は、事実と価値の間には十分に明確な区別を立てることができると考えている。また、経済理論は政策担当者がその目標に達するための手段を選ぶ際に助けとなるが、目標それ自体の選択とは関係がないと信じている。しかし、そのような見方は多分に疑わしい (Hausman 2008)。政策担当者は経済学理論を政策立案の参考とするが、そこで参考される理論自体が政府の利害関心を反映してしまうことがありうる。例えば、ある政策の効果を評価するのに役立つような経済モデルを作るには、政策立案者によって不完全なかたちで示された政策目標を、経済学者がさらに読み込んで解釈し明確化しなければならない。また、人々の経済行動を記述するはずの経済学理論が、逆に人々の行動に影響を与えているかもしれない。実際、Frank et. al. 1993 は、個人を利己的なものとして描く理論に慣れ親しむと、利己的な振る舞いをより好ましいと感じ、自分も利己的に行動するようになる傾向があるという実証的研究結果を提示している。

参考文献

Brunner, Karl, (1969), 'Assumptions' and the Cognitive Quality of Theories', *Synthese*, 20, 501-525.

Frank, Robert H., Gilovich, Thomas, and Regan, Dennis T, (1993), 'Does Studying Economics Inhibit Cooperation?', *Journal of Economic Perspectives*, 7: 2, 159-71.

Friedman, Milton, (1953), 'The Methodology of Positive Economics', in his *Essays in Positive Economics* (Chicago: University of Chicago Press), 3-43.

Hausman, Daniel M., (2008), 'Philosophy of Economics', in *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, <http://plato.stanford.edu/entries/economics/>, (2009年3月25日にアクセス)。

Lawson, Tony, (1997), *Economics and Reality* (London: Routledge). (八木紀一郎監訳, (2003), 『経済学と実在』, 日本評論社.)

Mäki, Uskali, (1990), 'Scientific Realism and Austrian Explanation', *Review of Political Economy*, 2: 3, 310-44.

(2002), *Fact and Fiction in Economics* (Cambridge: Cambridge University Press).

(2007), *Realism and Economic Methodology* (London: Routledge).

(2008), 'Economics' in Psillos, Stathis, and Curd, Martin, (eds.), *the Routledge Companion to Philosophy of Science*, (London: Routledge), 543-54.

Musgrave, Alan, (1981), "Unreal Assumptions' in Economic Theory: the F-twist Untwisted', *Kyklos*, 34, 377-87.

Nagel, Ernest, (1963), 'Assumptions in Economic Theory', *American Economic Review Papers and Proceedings*, 53, 211-19.

Samuelson, Paul A., (1963), 'Problems of Methodology Discussion', *American Economic Review Papers and Proceedings*, 53, 231-36.

2 哲学カウンセリング

哲学カウンセリングとは、対人関係や仕事上の不満、あるいは人生の意味が見出せないといった漠然とした不安も含め、私たちが日常生活でしばしば直面する問題に哲学的なスキルや思考法を用いることによって対処しようとする試みである。物理学の哲学が物理学という科学の一分野を、またクリティカル・シンキングが理性的思考と議論の場をそれぞれフィールドとして持つ哲学的営みであるとすれば、哲学カウンセリングのそれは「生活」ないし「人生」である。一般的に哲学カウンセリングは、哲学の専門的素養を持ったカウンセラーが、悩みを抱えるクライアントとの対話を通してその自己解決へ向けた手助けをするという方式で行なわれる。もともと *Philosophical Practice* と呼ばれていたように、このアプローチは哲学の新しい研究分野というよりも、生身の人間を相手にした文字通りの哲学的実践、つまり治療術である点において重要なのだ。

以下ではまず、このあまり耳慣れない分野の歴史を簡単に振り返った後、90年代に *Journal of Applied Philosophy* (JAP) 誌上で発表された5本の関連論文を中心にして、哲学カウンセリングにおける主要なトピックのいくつかを概観してみよう。

Raabe 2001によれば、哲学カウンセリングはギリシャ・ローマ時代における哲学のあり方、とりわけヘレニズム哲学諸派によって実践されていた哲学的精神への回帰をその本質とし、新奇なものではまったくない。が、そのような原点回帰の試みが自覚的に始められたのは、ドイツ人哲学者の G. B. Achenbach が1981年にケルン近郊で哲学カウンセリング・センターを開設してからだとされている。彼は翌年にドイツ哲学実践協会 (the German Association of Philosophical Practice) を設立し、1987年からは機関誌も発行されている。この運動はその後まずヨーロッパ各国で広まり、米国には現在 the Society for Philosophy, Counselling, and Psychotherapy というアメリカ哲学会公認団体が存在する (Lahav 1996)。この学会の関連ジャーナルとして、*International Journal of Philosophical Practice* (IJPP) が2001年から発行されている。

さて、JAP 所収の論文で取り上げられたトピックは、次の三つに分類することができる。

1. 哲学カウンセリングの何が「哲学的」なのか (Lahav 1996, Schuster)
2. 哲学カウンセリングと心理療法との相違 (Blass, Lahav 1993; 1996, Schuster)
3. カウンセリングの評価と哲学カウンセラーの役割 (Jopling, Lahav 1993)

2.1 哲学カウンセリングの何が「哲学的」なのか

人々が抱える実生活上の不満、また人生の意味が見出せないといった精神的な問題に関わるという点において、哲学カウンセリングで用いられる「哲学的」知識や思考法は大陸哲学、とくに実存主義のそれと想像される向きもあるかもしれない。実際、現象学と解釈学は哲学カウンセリングにおける重要な要素とされてきた (Raabe 2001)。すなわちカウンセラーは、クライアントが現象学的自己吟味をすること、言い換えれば自らの知覚経験を先入見なしに検討し、普段の経験に隠されていた前提

を吟味しなおすことで現在の自己の在り方を明確化すること、これを奨励しその手助けをする。これによってクライアントは、自らの問題に対する新しい見通しを獲得し、これまでの経験を客観的に捉え、複雑に絡み合った問題を解きほぐすことができる、とされる。さらに解釈学は、そのように分解された問題をクライアント自身が再構成し、その意味を見出していくためのプロセスとして哲学カウンセリングに組み込まれる。

しかし Schuster や Lahav によれば、哲学カウンセリングを大陸哲学の理論や方法のみに依拠したアプローチと見るのは適切でない。そもそも、哲学カウンセリングはある特定の哲学理論や哲学的知識に基づくものではない。Schuster は哲学カウンセリングの代表的な実践例のひとつとして Achenbach の自由探究 (Open-ended Inquiry) を紹介しているが、そこではクライアントを迎えるに先立って特定の手法は採用されなかった。Achenbach によれば、哲学カウンセリングは方法の実証的必然性といった考え方と対立する性格のものであり、「哲学は方法によって機能するのではなく、方法そのものに取り組む。理論によってではなく、理論自体を問題にする」のである (Schuster 1991)。

Lahav 1993 は哲学カウンセリングが特定の方法や理論のみに依拠するわけではないことを認めつつ、そこでは大陸哲学というよりもむしろ分析哲学のスキルが多く使われると指摘する。例えば、多様な個別的事例から共通の構造を見出すことによって現象のタイプを分析すること、ある理論 (カウンセリングにおいてはクライアントの世界観) に隠された前提を発見すること、複数の理論 (世界観) の間での整合性を吟味すること、またいわゆる概念分析などがカウンセリングにおいて有用であることを、彼は自らのケース・スタディに基づいて強調している。

2.2 哲学カウンセリングと心理療法との相違

現代人の悩みに応えることを目的とする臨床的アプローチは、哲学カウンセリング以外にもたくさんある。では、そうした試みの中で哲学カウンセリングはどのような位置を占めるのだろうか。論者らは、哲学カウンセリングは心理療法 (psychotherapy) と大きく異なる、という点において概ね一致している。Schuster 1991 は、心理的ないし感情的に病んだ人間を対象とする心理療法と異なり、哲学カウンセリングは正常な (sane) 人物に対するアプローチであると言う。Lahav 1993 も同様に、統合失調症などの明らかに病理的な徴候が見られるクライアントに対しては、哲学カウンセリングが有効でないことを認めている。さらに具体的な相違としては、心理療法が患者の訴える問題の背後に潜む (感情的・認知的・行動的な) 心理学的プロセスやメカニズムに焦点を当てるのに対して、哲学カウンセリングはそれらの問題の内容 (構造・意味など) そのものを取り扱う、といった点が挙げられる。

ただし、このような両者の差別化を図る主張に対して、哲学カウンセリングに見出される哲学的内容はとくに認知的アプローチをとる心理療法にも見出されるので (Lahav 1993)、両者の厳密な区別に拘泥することはあまり生産的ではない (Lahav 1996)、といった意見も存在する。また、病んだ患者を相手にする心理療法と正常なクライアントを対象とする哲学カウンセリングという先述の区別も、多分に曖昧でナイーブなものと言えよう。とはいえ、哲学カウンセリングと心理療法では「人格 (person)」といった根本的な概念がまったく異なった意味で用いられており、こうした区別を明確にすることこそが両アプローチの統合を可能にするのだ、という主張もある (Blass 1996)。

2.3 カウンセリングの評価と哲学カウンセラーの役割

哲学カウンセリングが成功したかどうかをどのように評価するか、また哲学カウンセラーはカウンセリングにおいてどのような役割を担うべきか。これらの問題は、上記二つのトピックと密接に関連する。というのも、哲学カウンセリングが特定の理論や方法に依拠せず、また心理療法のように治癒すなわち病的な徴候の減少という明確な目標を持たないのであれば、カウンセリングの効果を定量的・定性的に測ることは非常に困難であるばかりでなく、哲学カウンセラーの職業的モラルを問うべき規準が予め失われていることになりかねないからである。

Lahav 1996 は、哲学カウンセリングにおける評価の難しさを率直に認めるが、クライアントのより深い自己理解を目標とする哲学カウンセリングに数値による基準を持ち込むことなどそもそもナンセンスだ、と主張する。ただしその上で彼は、カウンセリングの途上でクライアントが自己理解という目標にどれくらい到達しているかを知るのは重要であるとして、クライアントに対する独自の質問表を提案している。

カウンセラーの役割に関しては次のような論点がある。哲学カウンセリングにおいてカウンセラーは最小限の役割に徹するべきであり、クライアントの自律性を最大限に尊重すべきだという Achenbach や Lahav の主張に対し、Jopling 1996 は異議を唱え、哲学カウンセリングにおいてもカウンセラーは「正しい」自己理解にクライアントを導く責任がある、と主張する。というのも、カウンセラーから与えられた哲学的ツールによって、クライアントがより深い（自己理解ではなく）自己欺瞞に到達してしまうことも考えられるからである。これはカウンセラーの職業倫理、ひいては資格認定や免許交付といった具体的問題とも絡んでくるだろう。

参考文献

Blass, Rachel B., (1996), 'The ' Person ' in Philosophical Counselling vs. Psychotherapy and the Possibility of Interchange between the fields', *Journal of Applied Philosophy*, 13: 3, 279-296.

Jopling, David A., (1996), 'Philosophical Counselling, Truth and Self-Interpretation', *Journal of Applied Philosophy*, 13: 3, 297-310.

Lahav, Ran, (1993), 'Using Analytic Philosophy in Philosophical Counselling', *Journal of Applied Philosophy*, 10: 2, 243-251.

, (1996), 'What is Philosophical in Philosophical Counselling?', *Journal of Applied Philosophy*, 13: 3, 259-278.

Raabe, Peter B., (2001), *Philosophical Counseling: Theory and Practice* (Westport, Connecticut: Praeger) (加藤恒男他訳, (2006), 『哲学カウンセリング 理論と実践』, 法政大学出版局.)

Schuster, Shlomit C., (1991), 'Philosophical Counselling', *Journal of Applied Philosophy*, 8: 2, 219-223.

3 社会科学における欺き (deception)

JAP 誌上にはこれまでに、社会科学の倫理的諸問題を扱った論文がいくつか発表されている (Clarke 1999; D'Agostino 1995; Herrera 2001; Pigden and Gillet 1996)。これらの研究は社会科学を対象としてその領域ならではの哲学的問題を扱っているという点で、哲学の応用の一事例と言えるだろう。本節では、倫理的問題の中でも欺きを伴う研究に関する議論を紹介する。

社会科学には、参加者を欺くことがそのデザインの一部である研究手法がいくつも存在する。そのような研究手法の代表例は、実験室研究である。また、緊急事態目撃研究 (emergency bystander studies) や集団潜入研究 (group infiltrations) などの非実験室研究も欺きを伴う (Clarke 1999, 153)。緊急事態目撃研究とは、町中で心臓発作のふりをしたり、ものを盗まれたふりをして、人々がどう反応するのかを観察するような研究である。また、集団潜入研究は、研究者が身分を隠して研究対象の集団に潜入し、その活動を研究するという手法である。実験室研究に関しては、以下でより詳しく紹介する。本節では、このような欺きを伴う研究は正当化されるのか、という問題に関する議論を紹介する。以下では、まず欺きを伴う研究の具体例を示し、次に欺きを伴う研究に関する議論を紹介していくことにしよう^{*20}。

3.1 実験室研究における欺き

社会科学における実験室研究は、様々な種類の欺きを含む。例えば、参加者は実験の目的を知らされるとそれに合わせた反応をしてしまう可能性があるため、多くの実験では実験の真の目的が事前に参加者に告げられることはない。また、実験家の協力者をサクラとして実験に紛れ込ませる手法や、参加者の行動を隠れて観察するような実験もある。

欺きを伴う実験室研究の例として有名なものが、1960年代に心理学者のスタンリー・ミルグラムが行った一連の服従実験である^{*21}。ミルグラムの最初の実験では、参加者は、罰と学習の関係を確かめるための実験を行うと教えられ、くじによって教師役と生徒役に分けられる。生徒役は電気ショック椅子に座り、記憶テストを受ける。生徒役が記憶テストに対して間違った回答をしたとき、教師役は罰として生徒役に電気ショックを与えるよう実験家から指示を受ける。強度の異なる電気ショックが用意されており、生徒役が間違えるたびに強い電気ショックを与えるよう指示される。以上が

^{*20} 以下では、欺きを伴う研究手法の中でも、特に実験室研究に焦点を当てて議論を行う。理由は、実験室研究が最も頻繁に行われており、また最もよく議論の対象となっているからである。しかし、実験室研究とその他の手法の間の差異のために、実験室研究を巡る論点の中には他の手法に当てはまらないものもある。例えば、Clarke が指摘するように、集団潜入研究は受動的な観察を目的とし能動的な実験的介入を伴わないという点で、実験室研究と異なる (Clarke 1999, 165 注 7)。また、実験室研究においては参加者が研究の対象となることに同意しているのに対し、集団潜入研究では参加者が自分が研究の対象となっていること自体を知らないという点でも、二つの研究手法は異なる。そのため、以下で紹介する議論のうち参加者の自律性に焦点を当てた議論は、集団潜入研究に関しては当てはまらないかもしれない。

しかしもちろん、すべての論点が当てはまらないわけではない。研究の帰結に焦点を当てた議論は、集団潜入研究に関しても同様に当てはまるはずである。例えば、潜入対象の集団の実践を明らかにすることによって人々が得る利益、また逆に、そのことによって集団が被る不利益などを考慮に入れる必要があるだろう。

^{*21} Milgram (1963) など。一連の研究のまとめとしてはミルグラム (2008) を参照。

参加者にあらかじめ伝えられた実験の流れである。しかし、実際には、罰と学習に関する実験を行っているというのは嘘であり、ミルグラムの真の目的は、参加者の持つ権威への服従傾向を調べることであった。実験は、参加者が全員教師役に割り当てられ、ミルグラムの協力者が生徒役になるように仕組みられており、電気ショックは実際には与えられておらず生徒役の協力者がショックを受けたふりをしているだけだったのである。実験では参加者の半数以上が、最後まで指示に従い最も強い電気ショックを与えた（他の参加者は途中で電気ショックを与えることを拒否した）。この実験と事前調査の結果から、ミルグラムは、我々は自分が思っているよりも強い服従傾向を持っていると指摘した。ミルグラムの実験においては、参加者は実験の真の目的や自分を取り巻く環境に関して誤った情報を与えられ、欺かれたことになる。もし実験の真の目的は権威への服従傾向を研究することであるとあらかじめ参加者に伝えたら、多くの参加者は電気ショックを与えることを拒んだかもしれない。

3.2 欺きを伴う研究に関する議論

では、欺きを伴う研究の何が問題なのだろうか（もし問題があるとすれば）。欺きを伴う研究を行うことの正・不正は主に、欺きを伴う研究の帰結と参加者の自律性の尊重という二つの観点から論じられる。順に見ていこう。研究の帰結に着目する議論は、ある欺きを伴う研究が参加者や社会にもたらす危害と利益を検討することで、そのような研究を行うことの正・不正を判断する。危害としては、大量の欺きを伴う研究が行われることで社会から他者への信頼が失われ社会的相互作用が操作的になること（D'Agostino 1995, 67）、参加者が研究によりこれまで知らなかった自分の性向を意図せずして知ってしまい心理的危害を受けること、信頼した人に裏切られてしまったと感ずること（Clarke 1999, 155）、等があげられる。危害に関する主張に対しては、実際にはそのような危害はほとんど生じないという反論がなされる（Herrera 2001, 248）。例えば、服従実験の参加者の多くは実験を肯定的に捉えており、実験によって長期的な心理的被害を受けた参加者はいなかった（ミルグラム 2008, 253-256）。利益に関しては、研究によって参加者の自己理解が促進されることや、研究が社会問題の解決に寄与すること等があげられる。しかし、これらの主張もまた、大した根拠を持たないという批判を受ける（Clarke 1999, 154）。さらに、欺きを伴う研究がインフォームドコンセントの規則に反していることの問題性も、規則帰結主義の観点から説明できる（Clarke 1999, 158; Pigden and Gillet 1996, 242）。つまり、ある人の利害を最も理解しているのはその人自身であり、また人は自分の利益になることをする動機付けを持つものだから、インフォームドコンセントの規則はそれがもたらす結果によって正当化される、というわけである。これに対しては、もし欺きを伴う研究の参加者が被る危害が少ないのなら、ある程度の欺きを許すような規則を受け容れてもいいのではないかと、という主張もなされている（Herrera 2001, 250-251）。

自律性に注目する議論は、欺きを伴う研究において参加者の自律性が尊重されているか否かによって、そのような研究の正・不正を判断する。帰結主義からの議論と同様に、自律性からの議論もインフォームドコンセントに注目する。Clarke は、参加者の自律性を尊重するにはインフォームドコンセントが必要であることを認めつつ、欺きを伴う研究を許可するようなインフォームドコンセントの制度を提案する（Clarke 1999, 161-164）。すなわち、ある研究に参加することが、特定の心理的傾向

を持つ人にとって危害になるのか利益になるのかに関する十分な情報を与える制度を作れば、参加者はその情報に従って研究に参加するか否かを合理的で自律的に決定することができるだろう、というのである^{*22}。また、Herreraは、自分が不完全な情報に基づいて同意しているということを参加者が理解しているのなら自律性は侵害されていない、言い換えれば、参加者が完全な情報に対する自分の権利を放棄したのならもはや欺きは含まれない、と主張し、欺きを伴う研究 – Herrera 的には、もはや欺きを伴ってはいないのだが – を擁護している (Herrera 2001, 250)。さらに、D'Agostinoは、社会科学的研究 (欺きを伴う研究を含む) は社会に対しても危害を及ぼしうるので、インフォームドコンセントによって参加者の自律性は尊重されるが、参加者以外人々の自律性は尊重されないと主張し、契約論的なモデルを提案している (D'Agostino 1995, 72-74)。

以上のように、欺きを伴う社会科学的研究の評価においては、そのような研究のもたらす利益と危害や自律性の尊重が主要な論点となっている。欺きを伴う研究がもたらす危害については、欺きを伴う研究の批判者よりも擁護者の方が多くの経験的証拠を示している (Herrera 2001, 248)。そのため現時点では、欺きを伴う研究による危害はあまり大きくないと考えられる。また、研究の利益については、どちらの立場も大した証拠を示せていないように思われる。つまり、現時点では、欺きを伴う研究は利益をもたらすともたらさないと言い難い。また、自律性の尊重に関しては、論者によって自律性の捉え方がまちまちであるため、どんなときにそれが侵害されるのかに関する食い違いがあるように思われる。今後は自律性の概念をより明確にすると共に、どのような研究デザインにおいてに欺きが自律性の侵害につながるかをより細かく検討していくことが必要となるだろう。そのような作業は自律性の概念分析という哲学的な側面だけでなく、それをういて現実の社会科学的研究を検討するという応用的な側面を持つものとなるだろう。

文献

Clarke, Steve, (1999), 'Justifying Deception in Social Science Research', *Journal of Applied Philosophy*, 16: 2, 151-166.

D'Agostino, Fred, (1995), 'The Ethics of Social Science Research', *Journal of Applied Philosophy*, 12: 1, 65-76.

Herrera, C. D., (2001), 'Ethics, Deception, and "Those Milgram Experiments"', *Journal of Applied Philosophy*, 18: 3, 245-256.

Milgram, Stanley, (1963), 'Behavioral Study of Obedience', *Journal of Abnormal and Social Psychology*, 67: 4, pp. 371-378.

ミルグラム, スタンレー, (2008), 『服従の心理』(山形浩生訳), 河出書房新社. (Milgram, Stanley, (1974), *Obedience to Authority: An Experimental View*, (New York: Harper & Row). の邦訳)

^{*22} しかし、この提案を採用すると、実験参加者のサンプルに強いバイアスがかかることになってしまうだろう。

Pigden, Charles R. and Grant R. Gillet, (1996), 'Milgram, Method and Morality', *Journal of Applied Philosophy*, 13: 3, 233-250.

4 社会認識論と情報学

本節では、応用倫理学とは別の形で「応用哲学」を示唆する一例として、雑誌 *Social Epistemology*, 16: 1, 2002 で特集された「社会認識論と情報学 (Social Epistemology and Information Science)」を取り上げる。

最初に、社会認識論と情報学について簡単に説明しておこう。まず、社会認識論とは「知識や情報の社会的次元の研究」(Goldman 2006) であり、1970 年代以降盛んになってきた、比較的新しい分野である*²³。従来の認識論が、知識の条件を個人主義的な仕方の説明するのに対して、社会認識論は、社会と知識の関係に注目する。例えば、科学研究の成果が専門家による共同作業に基づいているように、「知識」と呼ばれる多くの現象は、科学的制度や認知作業の分業と密接に関連していると考えられる。その関係を明らかにして、知識とは何か、データや証言はどのような認識論的身分を持つのかなどの問題を扱うのが、社会認識論である。一方、情報学とは、情報の収集、分類、流通手段などを対象とする研究分野である。情報学は、認知科学、哲学、社会学、政策科学などを視野に入れた学際的な性格を有しているが、その中核は、図書館資料の収集や分類、さらに、図書館運営や利用サービスの在り方などを研究する「図書館情報学 (Library and Information Science)」である。本特集では、「情報学」と「図書館情報学」は交換可能なものとして扱われている。

社会認識論と情報学には、当初から密接なつながりがあった。初めて「社会認識論」という表現が登場したのは、Eagan と Shera という二人の情報学者が記した論文 Eagan and Shera 1952 においてである。従来の図書館情報学は、経験に基づいた実践的テクニックの集積に過ぎなかった。彼らは、そのような図書館情報学に対して理論的基礎を与えようとしたのであり、それが「社会認識論」だったわけである(ただし、彼らの社会認識論は、司書の専門的能力を養うことを意図していた点で、上で述べた一般的な意味での社会認識論よりも限定されたものであった)。

本特集の目的は、「情報学の理論的基礎」としての社会認識論の在り方を、現在の我々を取り巻く環境に応じてアップデートすることである。Fallis による本特集のイントロダクションによれば、インターネットが普及し、多くの情報がデジタル化された現在、情報の組織化、情報の管理、情報の質の評価といった問題を巡って、情報学に対する理論的基礎としての社会認識論の必要性は高まっている (Fallis 2002, 1)。このような背景の下で、本特集では、社会的認識論と情報学との関係が、哲学者と情報学者の両方によって検討される。

具体的には、本特集に寄せられた論文は、次の三つのカテゴリーに分類できる*²⁴。

- (1) Shera の社会認識論の検討 (Furner, Dick, Floridi, Budd)。
- (2) 社会認識論の問題点の検討 (McDowell, Smith, Hongladarom)。
- (3) 社会認識論の情報学への具体的応用 (Budd, Van House)。

*²³ Goldman 2006 へのアクセス最終確認日は 2009 年 3 月 23 日である。

*²⁴ Fallis のイントロダクションでは、Budd の論文は (3) に分類される (Fallis 2002, 2)。しかし、Budd が論じているのは、Shera の社会認識論が司書の実践に関する枠組みをどのように与えるのかということなので、彼の論文は (1) と (3) の両方に属すると考えるべきであろう。

以下、(1)-(3)の内容を紹介していくことにしよう。

4.1 (1) Shera の社会認識論の検討

本特集で最初に扱われるのは、Shera の社会認識論の再解釈である。上述したように、彼の社会認識論は図書館情報学の基礎づけに特化していたために、社会認識論のメインストリームから外れていたきらいがある。実際 Shera も、自身の社会認識論を哲学的観点から特徴づけることはなかった。そこで、このカテゴリーでは、彼の社会認識論の再構成と情報学に対する含意の再検討が試みられる。具体的に言えば、前者については、Shera の社会認識論は記述的な理論なのか、規範的な理論なのか、また、彼の社会認識論には認識論、社会学、認知心理学などの様々な要素が含まれるが、そのような理論をどのように特徴づければよいのか、といった問題が考察される。一方、後者については、Shera の社会認識論による情報学の基礎づけの可能性が検討される。Shera の社会認識論は情報をいかに分類するかについての実践的枠組みを提供すると言う Budd に対して、Floridi は、Shera の認識論と図書館情報学は扱う情報のレベルが異なるために、前者は後者の理論的基礎とはなりえないと論じている。このように、Shera の社会認識論の射程については、未だに一定の見解はなく、今後も詳細な検討が望まれる。

4.2 (2) 社会認識論の問題の検討

このカテゴリーでは、社会認識論の諸問題の中から、情報学に影響を与えうるものが論じられる。具体的には、次のようなトピックが扱われる。

- (a) 信頼 (trust) の認識的役割 (McDowell)。
- (b) 情報を受け容れる際の基準 (Smith)。
- (c) 社会認識論において文化が果たす役割 (Hongladarom)。

(a) と (b) は、ともに、他者からの情報を知識として受け容れる際の条件に関するものである。まず、(a) では、情報の受け容れにおいて社会的信頼が果たす役割が検討される。一般に、信頼には、認識的信頼と社会的信頼の二種類がある。前者は、その人の証言がどれだけ認識的正当化を与えてくれるかという点での信頼、後者は、その人が社会的・道徳的にどれだけ信用できるかという点での信頼である。従来の社会認識論では、社会的信頼が果たす役割は無視されてきた。それに対して、McDowell は、社会的信頼が間接的な仕方でも認識的效果を持つこと（例えば、インモラルな人は嘘をつきやすいといった推論から、その人からの情報を遮断してしまうなど）を指摘し、人々の感情や社会規範や道徳性などを視野に入れた社会認識論の必要性を論じる。

一方、(b) では、「文脈主義 (contextualism)」の知見を取り入れて、共同体のある成員が他の成員からの情報を知識として受け容れる際に、どのような基準を設ければよいのかという問題が扱われる。文脈主義とは、1980 年代半ばから本格的に展開された認識論上の立場の一つであり、簡単に言えば、ある情報を知識と見なしうるか否かの基準は、それを判定する人が置かれている文脈に応じて

変化すると考える立場である。文脈主義は、知識の基準が変化する現象を上手く説明する反面、共同体の成員が各文脈で別の基準を持つことを認めるので、知識が簡単に共同体に行き渡らなくなるという難点を持つ^{*25}。この難点を解決するために、Smith は、文脈による基準の変化をある程度制限した「限定された文脈主義」を唱え、知識の伝達を十分効果的にするような認識的規範を提案している。

最後の (c) では、民族学的な視点から、情報学についての多文化主義が擁護される。社会認識論には、大別して、真理に唯一の認識的価値を置く Alvin Goldman 流の古典的アプローチと、真理を唯一の認識的価値とはしない非古典的アプローチがある。Hongladarom は、タイでは、真理の探究よりも、知識量に応じて形成される社会的ヒエラルキーを維持することの方に、より高い認識的価値が置かれていることを引き合いに出して、前者の古典的アプローチを批判する。そのうえで、認識的価値が文化に相対的であること、さらに、司書の認識的实践は「文化横断的」であるべきことが主張される。

以上のような、情報学への応用を視野に入れた社会認識論の検討は、「情報学の哲学」の基礎を整備するものと言うことができるだろう。

4.3 (3) 社会認識論の情報学への具体的応用

「応用哲学」という意味で最も示唆に富むのは、この最後のカテゴリーかもしれない。このカテゴリーでは、社会認識論が情報学に応用されている具体例が分析される。特に注目に値するのは、情報学者 Van House によるケース・スタディである。彼女が検討するのは、オンライン・データの信頼性に関する問題である。様々な機関や個人からデータが寄せられるデジタル図書館では、データの信頼性をどのように査定すればよいのかがより深刻な問題となる。この問題を、Van House は、生物多様性の調査におけるオンライン・データの取り扱いを例にとって検討している（具体的には、CalFlora（カリフォルニアの植生に関するウェブアクセス可能なデータベースをサポートする非営利組織）による政策決定が取り上げられている）。彼女によれば、オンライン・データの信頼性については、知識共同体は、情報提供者の当該分野における能力や誠実さだけでなく、情報提供者がその共同体で共有されている「徳 (virtue)」(例えば、生物多様性の調査では、自然環境を守ることは善であり、それを破壊することは悪である、など) を有しているかどうかも考慮に入れた基準を提出しなければならない。このようなケース・スタディは、インターネット時代の情報学において、社会認識論が果たしうる役割の一例を示していると言うことができるだろう。

^{*25} ただし、文脈主義でも、「情報が間違っていたときのコストが増加するほど、知識の基準の厳しさは増加する」という「コスト・ルール (The Rule of Cost)」が共有されているために、知識の基準が完全に各個人に相対化されるわけではない (Smith 2002, 72)。

特集号における文献

社会認識論と情報学 (*Social Epistemology*, 16: 1 (2002))

Fallis, Don, (2002), ' Introduction: Social Epistemology and Information Science ', *Social Epistemology*, 16: 1, 1-4.

Furner, Jonathan, (2002), ' Shera 's Social Epistemology Recast as Psychological Bibliology ', *Social Epistemology*, 16: 1, 5-22.

Dick, Archie L., (2002), ' Social Epistemology, Information Science and Ideology ', *Social Epistemology*, 16: 1, 23-35.

Floridi, Luciano, (2002), ' On Defining Library and Information Science as Applied Philosophy of Information ', *Social Epistemology*, 16: 1, 37-49.

McDowell, Ashley, (2002), ' Trust and Information: the Role of Trust in the Social Epistemology of Information Science ', *Social Epistemology*, 16: 1, 51-63.

Smith, Christopher, (2002), ' Social Epistemology, Contextualism and the Division of Labour ', *Social Epistemology*, 16: 1, 65-81.

Hongladarom, Soraj, (2002), ' Cross-cultural Epistemic Practices ', *Social Epistemology*, 16: 1, 83-92.

Budd, John M., (2002), ' Jesse Shera, Social Epistemology and Praxis ', *Social Epistemology*, 16: 1, 93-98.

Van House, Nancy A., (2002), ' Digital Libraries and Practices of Trust: Networked Biodiversity Information ', *Social Epistemology*, 16: 1, 99-114.

その他の文献

Eagan, Margaret E. and Shera, Jesse H., (1952), ' Foundations of a Theory of Bibliography ', *Library Quarterly*, 44, 125-37.

Goldman, Alvin, (2006), ' Social Epistemology ', in *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, <http://plato.stanford.edu/entries/epistemology-social/>

おわりに

以上、欧米の先行研究における“Applied Philosophy”が何を意味しているのかを、具体的なトピックの紹介を交えながら概観してきた。最後に、「応用哲学の現状と課題」として何が言えるのかをまとめておこう。

まず、現状としては、欧米における先行研究としての“Applied philosophy”は、基本的に、応用倫理学と社会哲学を意味している。特に、*Journal of Applied Philosophy* や *International Journal of Applied Philosophy* といった既存の雑誌は、実質的には応用倫理学雑誌である。ただし、本稿の第二部で見たように、応用倫理学や社会哲学の枠組みには留まらない試みもいくつかは存在する。これらの中には、経済学や情報学における哲学的問題の検討といった、広い意味で言えば、科学哲学（社会科学の哲学）に属するものもあれば、哲学カウンセリングのように「実践」を本質とするものもある。このうち、前者からは、他の学問分野で生じている問題群の整理・分析、あるいは、そのような問題の解決という意味での「応用」が、後者からは、哲学的方法論に基づく実践という形の「応用」が読み取れる。これらの試みは、一口で「応用哲学」と言っても、そこにはいくつかの方法論がありうることを示唆している。

次に、課題に移ろう。当学会は発足したばかりであり、まだ具体的な研究活動は営まれていない。ここでは、当学会が規約で謳っている内容から、現時点で予測できる課題を指摘しておくことにする。本稿の序でも述べたように、当学会規約によれば、「応用哲学」は、単なる応用倫理学よりは広いものを意味しており、それは形式的に言えば、「(応用倫理学も含んだ)学際的哲学+それらを支える哲学の基礎的研究」となる。ここでの問題点は、「学際的哲学」や「それらを支える哲学の基礎的研究」で正確に何が言われているのかが、決して自明ではないことである。例えば、応用倫理学以外の学際的哲学に、従来の各論的な科学哲学、すなわち、数学や物理学や心理学などの個別の学問領域における哲学的問題の考察以上の何が含まれるのかは、まだ不明である。また、ここでは「それらを支える哲学」と単純に言われているが、哲学がどのような形で他の学問の「支え」や「基礎」となりうるのか、あるいは、そもそも本当に哲学は他の学問の「支え」や「基礎」なのかといった問題もあるだろう。さらに、この問題と関連して、応用哲学は本質的に他の学問分野に対する規範的な学問であるのか、あるいは、もしそのような性格を持たないならば、どのような営みとして応用哲学を理解すればよいのか、という問題も考えられる^{*26}。今後、当学会で既存の Applied Philosophy ではなく「応用哲学」を展開するためには、これらの問題に、具体的な研究活動を通じながら答えを与えていくことが、重要な課題になると言うことができよう。

*26 この問題点は、本稿の査読者の指摘による。

著者情報

西村正秀（滋賀大学経済学部准教授 snishimu@biwako.shiga-u.ac.jp）

第一部「モラリズム」、第二部「社会認識論と情報学」、「おわりに」担当

岩月拓（ピッツバーグ大学科学史科学哲学科博士課程 tai12@pitt.edu）

第一部「重犯罪人からの選挙権剥奪」、第二部「社会科学研究における欺き (deception)」担当

神崎宣次（京都大学特定助教文学研究科 nkanzaki@bun.kyoto-u.ac.jp）

「序」担当

小山虎（慶應義塾大学文学部非常勤講師 koyama@phil.flet.keio.ac.jp）

第一部「ワークフェア」、「戦争倫理の現状」担当

渡辺一弘（ネブラスカ大学リンカーン校哲学科博士課程 kazuhiko@huskers.unl.edu）

第二部「経済学の哲学」、「哲学カウンセリング」担当